ＤＸ審査支払機構・国保統一事例

【　投薬　】

８９０　別疾患に対する月２回以上のアジスロマイシン水和物錠の算定について

《令和８年１０月３０日》

○　取扱い

別疾患で月に２回以上のアジスロマイシン水和物錠※の算定は、成人・小児ともに原則として認められる。

また、再投与は、原則として服用終了７日後から認められる。

※　成人の場合はジスロマック錠等、小児の場合はジスロマックカプセル小児用等

○　取扱いを作成した根拠等

アジスロマイシン水和物錠は病原細菌の蛋白合成を阻害することによって抗菌作用を示すマクロライド系抗生物質であり、呼吸器系、泌尿・生殖器系等をはじめとした多彩な疾患に適応を有している。したがって、同一月内に異なる疾患で治療対象となることがあるが、それぞれに本剤は有用である。

また、添付文書の用法及び用量に関連する注意に「外国の臨床における体内動態試験の成績から、本剤 500mg（力価）を１日１回３日間経口投与することにより、感受性菌に対して有効な組織内濃度が約 7 日間持続することが予測されている。」とあることを踏まえ、再投与は、原則として服用終了７日間後から認めることが妥当である。

以上のことから、別疾患で月に２回以上のアジスロマイシン水和物錠の算定は、成人・小児ともに原則として認められ、また、再投与は原則として服用終了７日後から認められると判断した。